

～ 特 集 ～

カンボジア王国司法大臣招へい

国際協力部教官

田中 嘉寿子

はじめに

平成19年1月、法務省は、カンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣を招へいしました。ここでは、招へいの趣旨及び日程、法務大臣への表敬の模様などを紹介させていただきます。なお、同大臣の法整備支援連絡会での御講演につきましては、本号の同連絡会特集を御覧ください。

第1 招へい専門家

- 1 カンボジア王国司法大臣アン・ヴォンワッタナ
(H. E. Ang Vong Vathana, Minister of Justice)
- 2 随行
同司法省次官ヒー・ソピア(H. E. Hy Sophea : Secretary of State, MOJ)
同省大臣官房副長官ブンヤイ・ナリン(Mr. Bunyay Narin : Deputy Chief of Cabinet, MOJ)

第2 招へい日程

平成19年1月18日(木)～25日(木) 8日間

当部が開催した第8回法整備支援連絡会で講演された後、長勢甚遠法務大臣、大林宏事務次官、但木敬一検事総長、宮原賢次財団法人国際民商事法センター会長、原田明夫同理事長、今井功最高裁判所判事、麻生太郎外務大臣、平山正剛日本弁護士連合会会長、国際協力機構本部など同国への法整備支援関係各機関の代表に表敬訪問されたほか、同国支援関係者との意見交換、カンボジア民事執行制度の在り方に関する民事訴訟法作業部会との意見交換、民事執行センター見学など、関係機関を精力的に訪問・視察されました。日程の詳細は別添日程表を参照ください。

第3 招へい趣旨

カンボジア王国は、1991年パリ和平協定以後、内戦時代に崩壊した司法制度の構築のため、各国の支援を受けているところ、日本政府は、同国からの要請を受け、平成8年以来支援を始め、平成11年、同国に対し、政府開発援助(ODA)の一環である技術協力事業として、独立行政法人国際協力機構(JICA)を実施機関として民法及び民事訴訟法の起草支援プロジェクトを開始し、法務省も、両法の作業部会に委員を派遣するとともに、同国の起草担当者に対する本邦研修を実施するなどしてこれに協力してきました。その結果、民事訴訟法は平成18年7月に公布され、民法もカンボジア閣僚評議会での審議を終え、平成19年には成立する見込みです。

また、平成17年から、同国の王立司法官職養成校(新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関。)からの支援要請を受け、民事科目についてのカリキュラム策定、教材作成等に関する支援を行う法曹養成プロジェクトを実施し、法務省は、国際協力部教官をJICA長期専門家として同校に派遣し、同校の教官候補生、司法省若手職員、弁護士で構成する模擬記録作成ワーキング・グループに対する本邦研修を実施するなどの協力を行っています。

このように、カンボジア法整備支援は、民事訴訟制度の根幹をなす重要な法律の起草

支援がほぼ終了し、今後は、これを普及し、適切に運用するための制度整備や人材育成が重要となるという節目を迎えています。

法整備支援連絡会は、より効果的な支援手法を模索している関係各機関における情報交換の場ではありますが、プロジェクトの成功要因や問題点についてカンボジア側から報告してもらうことにより、今後の法整備支援活動の在り方を検討する好個の参考となると思われました。また、アン・ヴォンワッタナ司法大臣は、民事訴訟法の適用準備として民事執行制度を整備するため、日本の民事執行制度を視察して参考にしたいとの強い希望を表明しておられたこともあり、同大臣を招へいして法整備支援連絡会で講演をしていただくとともに意見交換等を行うこととしたものです。

第4 記念出版物

カンボジア民事訴訟法は、在カンボジア司法省内のプロジェクト・オフィスにおいて、クメール語版計7,000冊を印刷して配布中であるところ、同国内外の多方面の支援関係者からは英訳版のニーズも高かったことから、当部において英訳し、また、同作業部会において同法の附属法案及び同法の要説（教科書）をも起草していたことから、同法の今後の更なる普及活動及び附属法案の速やかな立法化の一助とすべく、同法、附属法案及び要説の日本語版及び英訳版をまとめ、平成19年1月、当部から「**カンボジア王国民事訴訟法、同附属法案集（各逐条解説付）、民事訴訟法要説**」として発行し、主として日本語版を法整備支援連絡会及び関係機関へ、英語版500冊をカンボジア現地で関係機関に配布しました。

第5 法務大臣表敬

1 日時・場所 平成19年1月22日午前10時～10時25分、法務大臣室

2 進行

- (1) 法総研所長による司法大臣一行紹介
- (2) 長勢法務大臣あいさつ
- (3) ワッタナ司法大臣あいさつ
- (4) 懇談
- (5) 長勢大臣から法令集英語版の贈呈
- (6) ワッタナ司法大臣から記念品贈呈

3 長勢甚遠法務大臣 あいさつ内容

カンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣閣下、本日はようこそ法務省へいらっしゃいました、心から歓迎申し上げます。アン・ヴォンワッタナ司法大臣御一行を当省にお迎えすることができ、誠に光栄に存じます。

貴省と当省は、1996年（平成8年）以来、毎年人的な交流を続けており、特に、当省の法務総合研究所が実施する国別研修等には、貴省職員も含め貴国からこれまで延べ150名余の司法関係者に参加していただいております。

現在貴省におかれましては、我が国が支援し、昨年成立した民事訴訟法及び、国会審議を控えた民法を始め、各種法整備や人材育成などの司法制度改革に取り組んでおられるとお聞きしております。

当省といたしましても、独立行政法人国際協力機構(JICA)を始めとする関係諸機関と連携を図りつつ、今後とも貴省への協力を続けてまいりたいと考えております。

また、我が国が支援してまいりました貴国の新民事訴訟法とその附属法案や教科書を一冊にまとめた法令集の英訳版を当省が発行いたしましたので、後ほど当省を代表して

大臣閣下に御贈呈したいと思えます。今後の新民事訴訟法の普及活動などにお役立ていただきたく存じます。

法務総合研究所からも、本年2月には新民事訴訟法の運用に関する研修を実施する予定と聞いておりますが、私どもの活動が、貴国の司法制度改革、ひいては、社会・経済の更なる進展に寄与できるものとなることを期待しております。

大臣閣下の今回の御訪問が、実り多いものとなること、そして、貴国と我が国の司法・法務分野での友好協力関係の発展を心から願っております。

4 ワッタナ司法大臣 あいさつ内容

カンボジアは、日本による法整備支援を長年受け、重要法案である民事訴訟法を制定できて非常に嬉しく思っています。カンボジアでは、クメール・ルージュ時代に法令を廃止したため、司法制度の構築が国家の重要課題です。

民法・民事訴訟法は、人々の生活にかかわる基本中の基本法です。

2つの大きな法案につき、日本は最初から非常にきめ細かい支援をしてくださいました。この機会をお借りして法務省・日本政府に民事訴訟法が昨年制定された御報告と感謝を表します。

民事訴訟法が成立した後の我々の課題は、普及と適用のための人材育成です。

そのための人材育成（新たな世代の法律家の育成）への我々の努力を日本にも御支援いただきたく思っています。

今回、このような機会を設けていただき、改めて感謝いたします。

今後の日本カンボジアの協力関係のますますの促進を祈念しています。

今回同行しているヒー・ソピア次官は、法案起草の責任者です。カンボジア民事訴訟法作業部会には、法務総合研究所教官も御参加いただき、ありがとうございました。



平成19年1月22日法務大臣室にて

(向かって左：長勢法務大臣，右：アン・ヴォンワッタナ司法大臣)